

法人事業税 県税・地方法人特別税 国税・特別法人事業税 国税

法人事業税は、法人がその事業活動を行う際に利用する各種の行政サービスに必要な経費を分担していただきこうとするものです。

令和元年10月1日より、地方法人特別税が廃止され、特別法人事業税が新設されました。併せて法人事業税の税率が引き上げられました。

1 納める方は

県内に事務所又は事業所を設けて事業を行っている法人及び法人でない社団又は財団で、収益事業を行っているものです。

2 紳める額は

●法人事業税（外形標準課税対象法人は除きます）

区分	所得等の区分	H27.4.1 以後に開始する 事業年度の税率	R元.10.1 以後に開始する 事業年度の税率	R2.4.1 以後に開始する 事業年度の税率
普通法人 外形標準課税対象法人(※1)は除く	年400万円以下の所得	3.4%	3.5%	
	年400万円を超える所得	5.1%	5.3%	
	年800万円を超える所得、軽減税率不適用法人(※2)	6.7%	7.0%	
特別法人（協同組合、 信用金庫等及び医療法人）	年400万円以下の所得	3.4%	3.5%	
	年400万円を超える所得、軽減税率不適用法人(※2)	4.6%	4.9%	
	組合員50万人以上で売上高が年1,000億円以上である 協同組合等の所得のうち年10億円を超える所得	5.5%	5.7%	
電気供給業（送配電事業のみ）、導管ガス供給業(※3)、 保険業	収入金額	0.9%	1.0%	
電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業(※4)）	収入金額	0.9%	1.0%	0.75%
	所得	—	—	1.85%

(※1) 外形標準課税対象法人とは、事業年度終了日の日の資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人です(公益法人、特別法人等は除く)。

(※2) 軽減税率不適用法人とは、3以上の都道府県に事務所等を有し、かつ資本金又は出資金の額が1,000万円以上の法人です。

(※3) 特定ガス供給業を除く製造小売事業については、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から普通法人と同様の課税方式に変更。

(※4) 特定卸供給事業については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用。

●地方法人特別税（令和元年9月30日以前に開始する事業年度まで）

区分	課税標準	H26.10.1 以後に開始する 事業年度の税率	H27.4.1 以後に開始する 事業年度の税率	H28.4.1 以後に開始する 事業年度の税率	R元.10.1 以後に開始する 事業年度
外形標準課税対象法人 外形標準課税対象外法人 収入金額課税法人	法人事業税 (所得割・収入割) の税額	67.4%	93.5%	414.2%	廃止
			43.2%		
			43.2%		

●特別法人事業税（令和元年10月1日以後に開始する事業年度から）

区分	課税標準	R元.10.1 以後に開始する 事業年度の税率	R2.4.1 以後に開始する 事業年度の税率	R4.4.1 以後に開始する 事業年度の税率
外形標準課税対象法人	法人事業税 所得割の税額	260.0%		
外形標準課税対象外法人		37.0%		
特別法人（協同組合、信用金庫等及び医療法人）		34.5%		
電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定 卸供給事業※を除く）、導管ガス供給業、保険業	法人事業税 収入割の税額	30.0%		
電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び 特定卸供給事業※に限る）		30.0%	40.0%	
特定ガス供給業※		—	—	62.5%

※特定卸供給事業については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用されます。

※特定ガス供給業を除く製造小売事業については、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から普通法人と同様の課税方式に変更。

3 申告と納税は

法人の県民税と同じです。ただし、電気供給業等、収入金額に対して事業税を課される法人及び外形標準課税対象法人は、事業年度が6か月を超える場合、県民税で中間申告の義務がなくても事業税では必ず中間申告を行う義務があります。

なお、特別法人の事業税の中間申告は不要です。(法人税で中間申告義務がある場合は県民税のみ申告が必要です。)

2以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の事業税の申告は、課税標準の総額を一定の基準により按分して関係都道府県に分割し、その分割した額により事業税額を算定し、各都道府県に申告することになっていますが、その基準は下表のとおりです。

特別法人事業税（地方法人特別税）は法人事業税と併せて申告・納付し、県が国に払い込みます。

●市町への交付

県に納められた法人事業税の7.7%相当額は、県内の市町に交付されます。

分割基準

2以上の都道府県に事務所、事業所がある法人については、課税標準の総額を一定の基準により按分して関係都道府県に分割し、その分割した額により事業税額を算定し、各都道府県に申告します。

<法人事業税にかかる分割基準>

業種	分割基準
製造業	従業者数 (資本金の額又は出資金の額が1億円以上の法人： 工場の従業者数を1.5倍)
非製造業	課税標準の1/2：事務所等の数 課税標準の1/2：従業者数
電気供給業 (小売電気事業等)	課税標準の1/2：事務所等の数 課税標準の1/2：従業者数
電気供給業 (送配電事業)	課税標準の3/4：事務所等の所在する都道府県において 発電所に接続する電線路の送電容量 課税標準の1/4：事務所等の固定資産の価額
電気供給業 (発電事業等、 特定卸供給業)	課税標準の3/4：事務所等の固定資産で発電所の用に 供するものの価額 課税標準の1/4：事務所等の固定資産の価額
ガス供給業 倉庫業	事務所等の固定資産の価額
鉄道事業 軌道事業	軌道の延長キロメートル数

※法人県民税法人税割の場合は、従業者の数を使用します。

外形標準課税

●対象法人…資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人

※公共法人等、特別法人、人格のない社団等、投資法人、特定目的会社、一般社団法人及び一般財団法人は除きます。

※外形標準課税の対象となる資本金の額又は出資金の額の判定は、事業年度終了の日末日の現況で判断します。

※令和7年4月1日以後に開始する事業年度においては、前事業年度に外形標準課税の対象であった場合に中間申告の義務があります。

<外形標準課税の適用対象法人の見直しについて>

(1) 減資への対応（令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用）

以下の要件をすべて満たす法人は、新たに外形標準課税の対象となります。

①前事業年度が外形標準課税の対象法人

②当該事業年度末日の資本金の額又は出資金の額が1億円以下である法人

③当該事業年度末日の払込資本の額(資本金と資本剰余金の合計額)が10億円を超える法人

(2) 100%子法人等への対応（令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用）

以下の要件をすべて満たす法人は、新たに外形標準課税の対象となります。

①特定法人※1との間に当該特定法人による法人税法に規定する完全支配関係がある法人又は100% グループ内の複数の特定法人により発行済株式等の全部を保有されている法人

②所得等課税法人※2以外の法人で、当該事業年度末日の資本金の額又は出資金の額が1億円以下である法人

③当該事業年度末日の払込資本の額※3が2億円を超える法人

※1 払込資本の額が50億円を超える法人（地方税法第72条の2第1項第1号口に掲げる法人を除く。）及び保険業 法に規定する相互会社

※2 地方税法第72条の4第1項各号に掲げる法人、第72条の5第1項各号に掲げる法人、第72条の24の7第7項各号に掲げる法人、第72条の2第4項に規定する人格のない社団等、同条第5項に規定するみなし課税法人、投資法人、特定目的会社並びに一般社団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）

※3 当該100%子法人等が剰余金の配当又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額

(1)(2)はいずれも経過措置等があります。詳しくは三重県HPをご覧ください。（「三重県 外形標準課税」で検索）

・税率

区分		H28.4.1 以後に開始する 事業年度の税率	R元.10.1 以後に開始する 事業年度の税率	R2.4.1 以後に開始する 事業年度の税率	R4.4.1 以後に開始する 事業年度の税率		
所得割	年400万円以下の所得	0.3%	0.4%	1.0%			
	年400万円を超える年800万円以下の所得	0.5%	0.7%				
	年800万円超の所得 <u>軽減税率不適用法人※4</u>	0.7%	1.0%				
付加価値割		1.2%					
資本割		0.5%					
①を除く電気供給業、導管 ガス供給業※5、保険業	収入割	0.9%	1.0%				
	収入割	0.9%	1.0%	0.75%			
	付加価値割	—		0.37%			
	資本割	—		0.15%			
特定ガス供給業※5	収入割	—			0.48%		
	付加価値割	—			0.77%		
	資本割	—			0.32%		

※4 軽減税率不適用法人とは、3以上の都道府県に事務所等を有し、かつ資本金又は出資金の額が1,000万円以上の法人

※5 特定のガス供給業を除く製造小売事業については、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から普通法人と同様の課税方式に変更。

※6 特定卸供給事業については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用

・付加価値割の算出方法

付加価値割 = ((報酬給与額 + 純支払利子 + 純支払賃借料) ± 単年度損益) × 上記税率

※令和4年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度について、法人税における賃上げ促進税制と同様の要件を満たす法人は、給与増加分に相当する額を付加価値額の課税標準から控除することができます。

・資本割の算出方法

資本割 = 資本金等の額 × 上記税率

※平成27年4月1日以後に開始する事業年度から、「資本金等の額」が「資本金と資本準備金の合計額」を下回る場合は、その合計額を資本割の課税標準とします。